

資料

(個人所得課稅[地方稅])

個人住民税収の推移

【抜本的税制改革】

▲1.6兆円(所得割の税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:26万→30万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(35万円)等)

+0.6兆円(利子課税の見直し等)

【税制改革】

▲1.0兆円(所得割の税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除(31万円→33万円))、給与所得控除の引上げ)

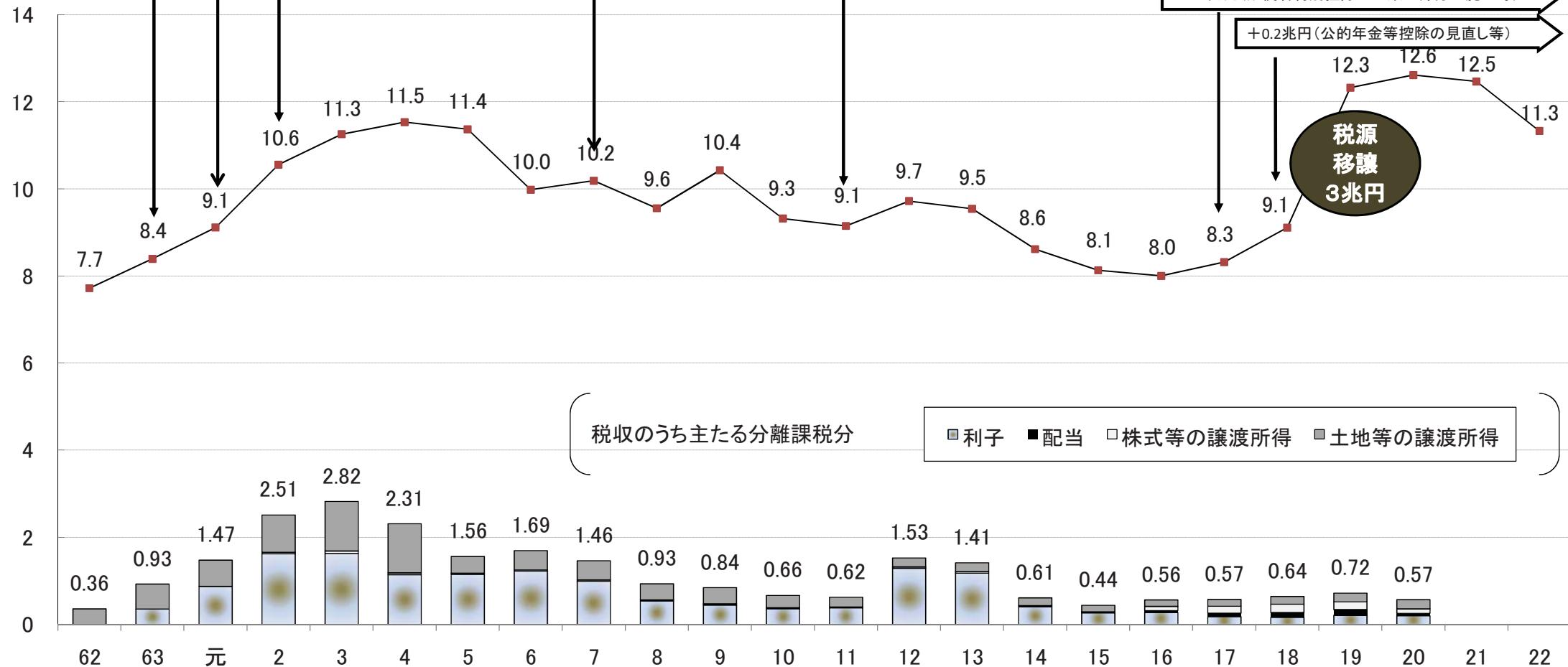
▲0.2兆円(最高税率の引下げ)

+0.3兆円(配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止等)

+0.2兆円(公的年金等控除の見直し等)

**税源
移譲
3兆円**

(単位:兆円)



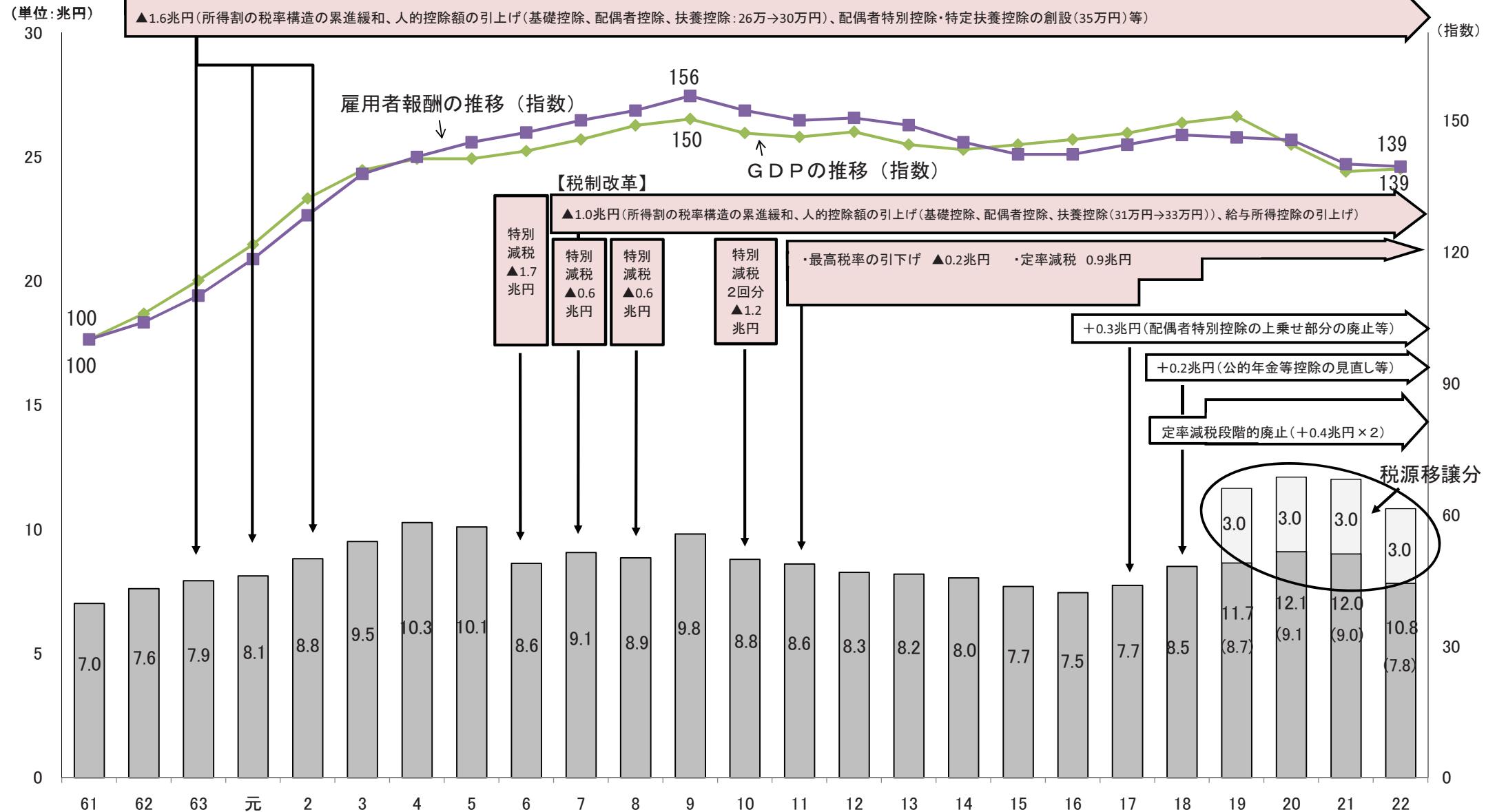
(注1)平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画による。

(注2)グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

(注3)分離課税の税収は、利子分は利子割、配当分は配当割、株式等の譲渡所得は所得割申告分離課税+株式等譲渡所得割、土地等の譲渡所得は所得割申告分離課税の税収。H21、H22はデータなし。

主たる分離課税分を除く個人住民税収の推移

【抜本的税制改革】

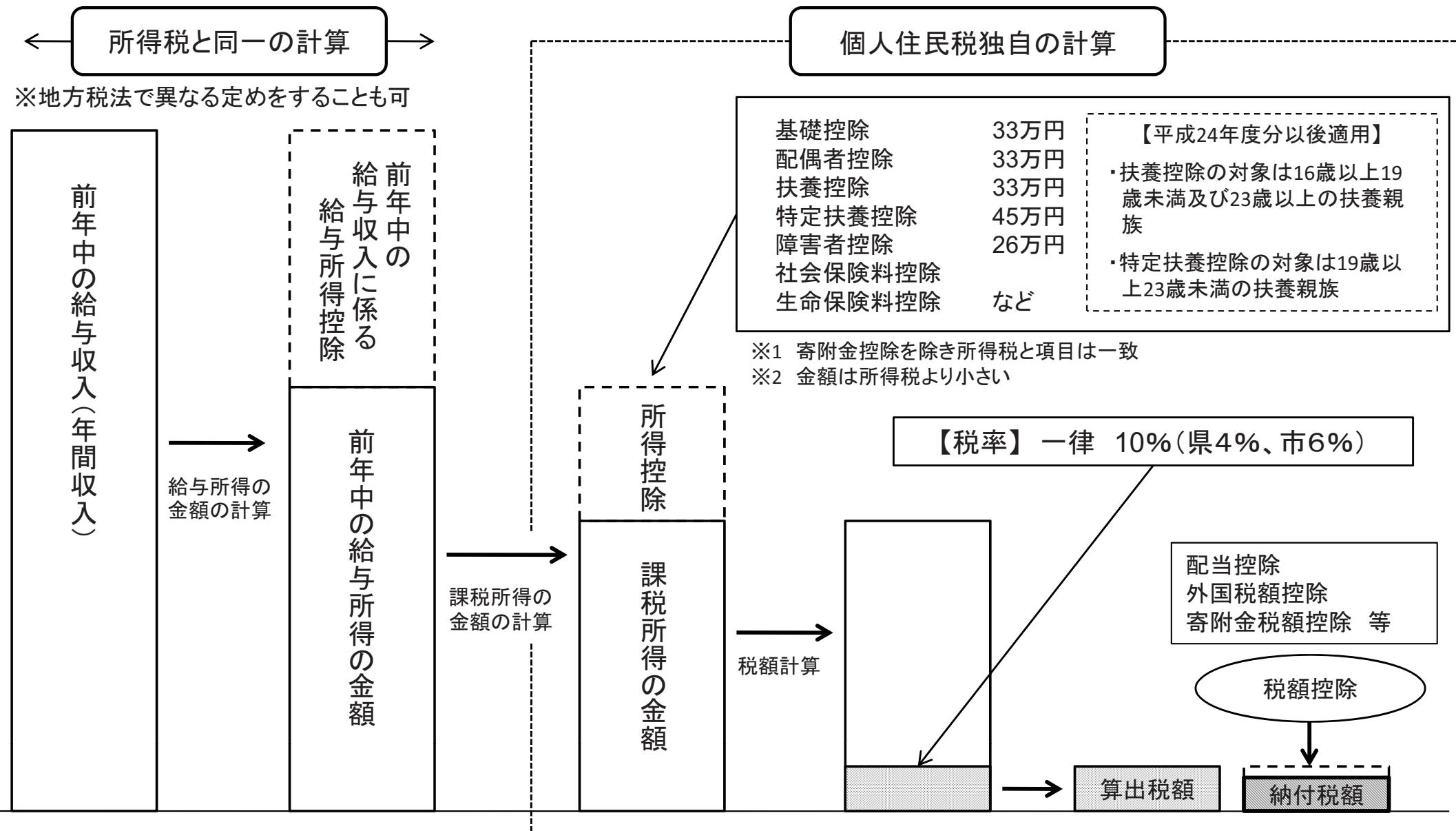


(注1)平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画による。

(注2)グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

(注3)個人住民税収は所得割の金額である。

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



人的控除の概要(個人住民税)

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

		創設年 (個人住民税)	対象者	控除額			本人の所得要件
【現行】	(参考) 所得税			【改正案】			
基礎的な人の控除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円		—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円		—
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円	48万円		—
	(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】	—
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高 33万円	最高 38万円		年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者				—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族 【改正案:16歳未満を廃止・年齢16歳以上19歳未満を追加】	33万円	38万円		—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族 【改正案:19歳以上に縮減】	45万円	63万円		—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	48万円		—
	(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】	—
特別な人の控除	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円		—
	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円		—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	30万円	40万円		—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者			53万円 (所得税:75万円) 【新設】	—
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円		①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円		年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者	26万円	27万円		年間所得500万円以下
勤労学生控除	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円		年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

(注)表中の改正案は平成24年度分以後の個人住民税について適用。

個人住民税の人的控除額の推移

(単位 : 万円)

区分	基礎控除	配偶者控除	老人配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	特定扶養控除	年少扶養控除	老人扶養控除	
								一般	同居老親等
年度	(S37年度創設)	(S41年度創設)	(S56年度創設)	(S63年度創設)	(S37年度創設)	(H2年度創設)	—	(S48年度創設)	(S55年度創設)
昭和60年度	26	26	27		26			27	31
61・62	"	"	"		"			"	"
63	28	28	29	(創設) 14	28			29	33
平成元	"	"	"	"	"			"	"
2	30	30	35	30	30	35		35	42
3～5	31	31	36	31	31	36		36	43
6	"	"	"	"	"	39		"	"
7～10	33	33	38	33	33	41		38	45
11	"	"	"	"	"	43		"	"
12～16	"	"	"	"	"	45		"	"
17	"	"	"	(上乗せ廃止)	"	"		"	"
18～23	"	"	"	"	"	"		"	"
24	"	"	"	"	"	"		"	"
【改正案】					(~15歳:廃止)	(16歳～18歳:上乗せ廃止)			

(備考) 平成12年度から平成17年度の特定扶養控除は、「地方税法の一部を改正する法律」(平成11年法律第15号)適用(2万円加算)後の額である。

その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概 要	控除額の計算方法
雑損控除※	住宅家財等について災害又は盜難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)一年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 つ} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ (\text{最高限度額}200\text{万円})$
社会保険料控除※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	①支払った生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3万5千円) ②支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3万5千円) (改組の内容) 新たに介護医療保険料の控除を設け、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの控除限度額を2.8万円とし、合計の控除限度額を7万円(現行の水準を維持)とする。 <div style="float: right;">➡ (改正案):改組</div>
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円) ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除の適用を受けるものを除く。)に係る保険料控除は従前の通りとする(最高限度額1万円)。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

(注1) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除。

(注2) 生命保険料控除の改正案は、平成25年度分の個人住民税について適用。

個人住民税の税額控除の概要（所得税との比較）

税額控除名	趣旨	
配当控除		
外国税額控除	二重課税の調整	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除		
調整控除		
税源移譲に伴う 住宅借入金等特別税額控除	税源移譲に伴う調整	
寄附金税額控除	地方公共団体に対する寄附金や都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金等を控除	
住宅借入金等特別税額控除	所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を控除 ※平成22年度から適用	

主として課税技術上の控除

政策的控除は極めて限定的

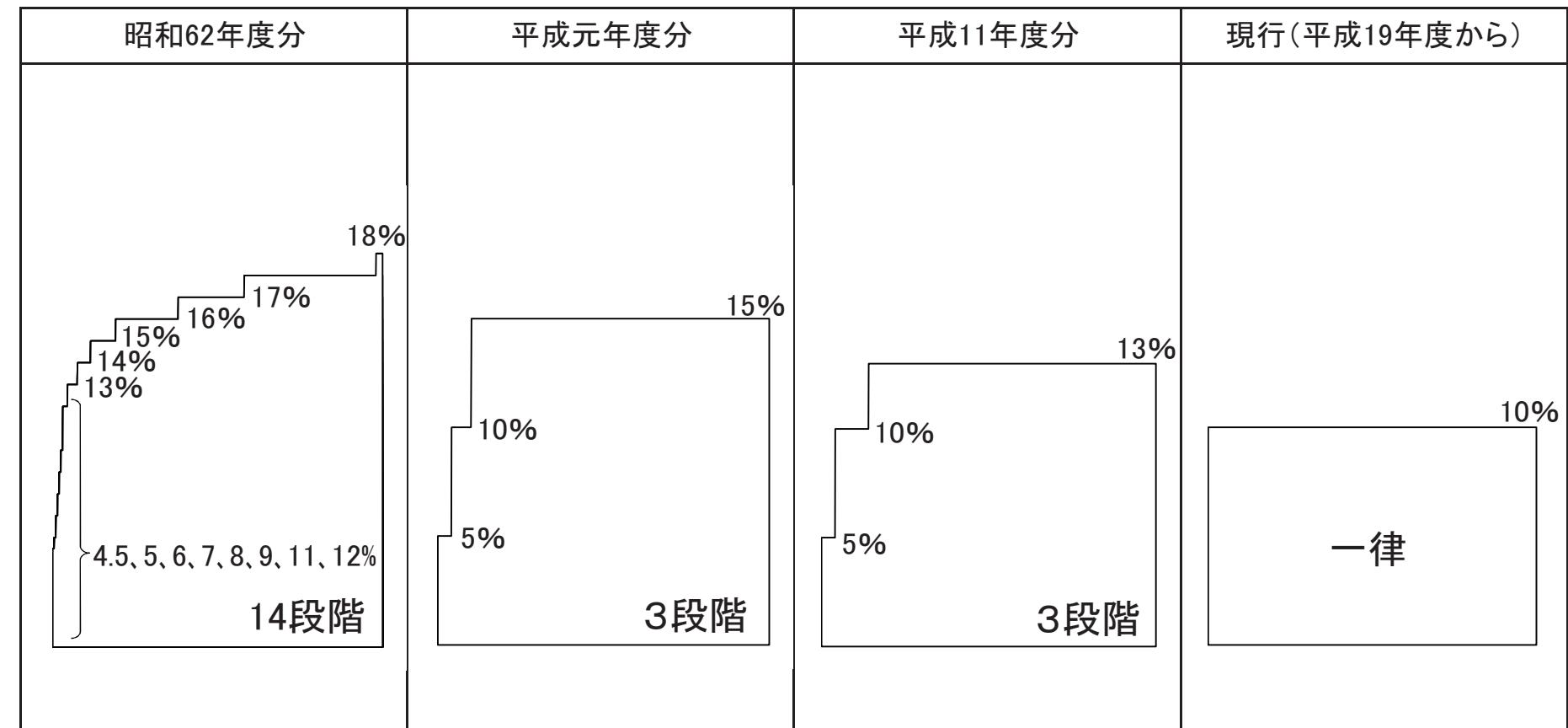
(参考)所得税における政策的税額控除の例

対象	税額控除名	
個人	既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除	
	政治活動に関する寄附をした場合の特別控除	
青色申告者	試験研究を行った場合の特別控除	
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除	
	事業基盤強化設備等を取得した場合の特別控除	

個人住民税には設けられていない

個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)

- 昭和62年度当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。



(注1) 平成3年度分及び7年度分の所得割については、税率は据え置いたまま、プラケットの見直しを実施した。

(注2) 平成9年度分の所得割については、税率及び適用範囲は据え置いたまま、市町村民税と道府県民税の税率内訳が変更されている。

利子・配当、株式・土地等の譲渡益等(資産性所得)に係る住民税の税率

資産性所得に係る住民税の税率は、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い。

		税率		⑩税収(住民税) [百万円]	備考
		住民税	所得税		
(原則) 給与所得等その他の所得		10%	最低5%、最高40%	—	総合課税。
預貯金・公社債等の利子等		5%	15%	197,696	利子割により源泉徴収方式で課税。
配当等	上場株式等	5%(~H23:3%)	15%(~H23:7%)	55,759	配当割により源泉徴収方式で課税。申告分離課税も選択可能(この場合、配当割額を税額控除)。税収は配当割。
	上場株式等以外	10%	最低5%・最高40%	—	申告総合課税。
株式等譲渡所得	上場株式等	5%(~H23:3%)	15%(~H23:7%)	21,174	源泉徴収選択特定口座分については株式等譲渡所得割により源泉徴収方式で課税。申告分離課税も選択可能(この場合、株式割を税額控除)。その他は申告分離課税。税収は株式割。
	上場株式等以外	5%	15%	52,459	申告分離課税。
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%	184,298	申告分離課税。
	長期保有・優良宅地等	~2000万円:4% 2000万円~:5%	~2000万円:10% 2000万円~:15%	17,081	申告分離課税。居住用財産の場合は、~6000万円:4%、6000万円~:5%(住民税の場合)。
	短期保有	9%	30%	6,530	申告分離課税。短期保有のうち事業所得・雑所得扱いとなる場合は、税率12%(所得税:40%)等による重課あり。
先物取引		5%	15%	2,552	申告分離課税。

株式等の配当所得・譲渡所得の税収(住民税)

- 軽減税率3%(所得税7%と合わせて10%)適用分は配当で約400億円の税収。
→ 株式の配当を本則税率5%(所得税15%と合わせて20%)に戻した場合には約300億円の増収。
- ※ 株式の譲渡所得については、改正増収を見込むことが困難。

(参考)

配当所得に係る税収(地方税分)	譲渡所得に係る税収(地方税分)
<p>上場分: 約400億円 (軽減税率適用分)</p> <p>非上場分: 総合課税 源泉徴収なし</p> <p>※所得税と異なり、法人からは徴収していない。</p>	<p>上場分: 約200億円 (軽減税率適用分)</p> <p>非上場分: 約400億円 (※H21年度課税分)</p>

- ※ 軽減税率適用分の税額は、配当割・株式等譲渡所得割の税額。非上場分の譲渡所得に係る税収は所得割(分離課税分)の税額。非上場分の配当所得については、配当割による源泉徴収を行っておらず、所得割において総合課税されるため、税額を算出できない。
- ※ 特に注意書きのないものについては平成22年度地方財政計画ベース。